別記様式第二十五号の十一記載要領18中「清掃施設工事業（清）」を「清掃施設工事業（清）
解体工事業（解）」に改める。

別記様式第二十五号の十一別紙一記載要領4の次に次のように加える。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

別記様式第二十五号の十一別紙一記載要領4中「280」を「280
290
300」に、「清掃施設工事」を「清掃施設工事
解体工事
とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」に改める。

別記様式第二十五号の十一別紙二記載要領6中「記入すること。」の下に「なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」を、解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工工事業、解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。」を加え、「28」を「28
29
99」に、「清掃施設工事業」を「清掃施設工事業
解体工事業
とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」に改める。